

宣告猶予制度 （考えられる制度の概要）

宣告猶予制度（考えられる制度の概要）

- 1 裁判所は、被告事件について犯罪の証明があった場合において、相当と認めるときは、決定で、所定の期間、判決の宣告を猶予することができるものとする。
- 2 宣告猶予の要件
 - A案 前に禁錮以上の刑に処せられたことがある場合には、1の決定は、することができないものとする。
 - B案 上記要件は設けない。
- 3 宣告猶予期間中の保護観察
 - A案 判決の宣告を猶予するときは、猶予の期間中、保護観察に付するものとする。
 - B案 判決の宣告を猶予するときは、猶予の期間中、保護観察に付することができるものとする。
- 4 宣告を猶予する際の手続

裁判所は、1により判決の宣告を猶予する旨の決定をするときは、あらかじめ、当該判決に係る判決書を作成し、これを検察官及び被告人又は弁護人に閲覧させなければならないものとする。
- 5 宣告猶予の取消し
 - (1) 取消事由

次に掲げる場合においては、1の決定を取り消すことができるものとする。

ア 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられたとき。

イ 保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。
 - (2) 手続

1の決定を取り消すべき場合には、検察官は、裁判所に対し宣告猶予の取消しの請求をしなければならないものとし、その請求があったときは、裁判所は、被告人又は弁護人の意見を聴いて、決定をしなければならないものとする。
 - (3) 即時抗告

(2)の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
 - (4) 宣告猶予を取り消す場合に宣告する判決

(2)により1の決定を取り消した場合においては、判決の宣告は、4の判決書に従ってしなければならないものとする。
- 6 宣告猶予期間経過の効力

判決の宣告を猶予された者が、その宣告猶予の決定が取り消されることなく、猶予の期間を経過したときは、免訴の言渡しが確定したものとみなすものとする。

7 不服申立て

- ① 検察官，被告人又は弁護人は，1の決定に対し，異議を申し立てることができるものとする。
- ② ①の異議の申立てがあったときは，裁判所は，4の判決書に従って判決を宣告するものとする。
- ③ 5により1の決定を取り消した場合に宣告された判決に対しては，刑事訴訟法第372条の規定にかかわらず，控訴をすることができないものとする。

【検討課題】

1 対象となる事案の範囲

- 起訴猶予相当の事案を含むか。
 - ・ 社会内処遇を行うために公訴を提起する仕組みは，現行の公訴提起の在り方と整合するか。
 - ・ 起訴猶予相当の事案を起訴することによって，被告人に手続上の負担及び社会的な不利益を負わせることが相当か。
- 罰金相当の事案を含むか。
- 単純執行猶予相当の事案（初犯の薬物事案を含む）を含むか。
 - ・ 執行猶予とは別に設ける必要があるか。
 - ・ 執行猶予との使い分けはどのように行うべきか。
 - ・ 猶予期間の経過により免訴の言渡しが確定したものとみなして刑事手続を打ち切るような事案として適切か。
 - ・ 社会的評価の変化や法定刑の引下げがないのに初犯の薬物事案を宣告猶予の対象とすることは相当か。
- 軽微な犯罪を繰り返す高齢の累犯者を対象とし，施設内処遇を回避する方策として用いるか。
 - ・ 施設内処遇よりも充実した処遇に資するか。
 - ・ 累犯者を宣告猶予の対象とすることが刑罰の在り方として適切か。
 - ・ 累犯者を福祉的支援につなげるために宣告猶予の対象とすることが相当か。

2 具体的な制度の在り方

- 宣告を猶予する要件としての言渡し刑の上限
 - ・ 改正刑法草案部会案のように，6月以下の懲役若しくは禁錮，5万円以下の罰金，勾留又は科料を言い渡すべき場合とするか。
- 宣告を猶予することができる期間
 - ・ 言渡し刑の範囲，処遇効果，被告人の手続的負担，迅速な裁判の要請等を考慮し，どのような期間とするか。
- 少年鑑別所や家庭裁判所調査官の活用の要否，活用場面

3 制度の必要性及び相当性

- 起訴猶予制度及び執行猶予制度が活用されているところ，これらに加えて宣告猶予制度を設ける必要性があるか，起訴猶予や執行猶予と使い分けることが可能か。
- 免訴の言渡しが確定したものとみなすこととなり得るような軽微な事案について，社会内処遇を行うために公訴を提起し，被告人の負担を負わせることは相当か。また，そのような軽微な事案が犯罪後の行状次第で刑に処されることとなるのは，行為責任に応じた量刑という考え方に照らして相当か。

4 その他